

新型コロナウイルス感染症に関する Q&A（教職員用）

（小、中、高所属の教職員は、各校での取り決めがあればそちらに従ってください）

※「新型コロナウイルス感染症」は以下コロナと記載

[Q1. 体調不良でコロナの疑いがある](#)

[Q2. コロナ陽性になった](#)

[Q3. 同居家族、同居者がコロナに感染した／マスクなし（飲食等）で感染者と接触があった](#)

[Q4. コロナ以外の学校感染症\(インフルエンザ、麻しん、風しん等\)に罹患した](#)

Q1. 体調不良でコロナの疑いがある。

A1.

- ・医療機関を受診して、必要な検査を受けてください。

【コロナ陽性と判明した場合】 → [Q2](#) へ

【コロナ以外の学校感染症(インフルエンザなど)と判明した場合】 → [Q4](#) へ

Q2. コロナ陽性になった。

A2.

- ・発症日を0日とし発症後5日経過し、かつ症状軽快後1日が経過するまでは出勤（登校）禁止となります。医療機関等の指示に従い、必要日数療養してください。
- ・**【教職員】学校感染症罹患報告フォーム（5/8～）**より報告して下さい。原則健康支援センターから聞き取り（電話等）はありません。
- ・罹患した旨、所属長へ報告してください。
- ・事務職員や小・中高教員など特別休暇取得対象の方で、特別休暇を申請する場合には勤怠管理者に報告の上、人事課へ申請してください。取得の際は**「感染症就労許可証明書（特別休暇取得用）」**が必要になります。受診先の医療機関へ記入をご依頼ください。（抗原検査キットなどの自主検査のみで特別休暇の取得はできません。申請を希望する場合には、必ず医療機関を受診し、上記証明書をご用意ください。）
- ・大学の授業を休講する場合は所定手続きにより教務部へご連絡ください。
- ・療養明けの健康支援センターへの報告は不要です。
- ・発症から10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があるため、不織布マスクの着用や周囲の方へうつさない配慮をしてください。
- ・発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、マスクの着用など咳エチケットを心掛けてください。

Q3. 同居家族、同居者がコロナに感染した場合／マスクなし（飲食等）で感染者と接触があった場合。

A3.

- ・これまでの「濃厚接触者」としての扱いはなくなります。法律に基づく外出自粛は求められていないため、出勤の制限はありません。
- ・健康支援センターへの報告は不要です。
- ・出勤など外出する際には、（感染者の発症日を0日として）7日目までは発症する可能性があるため、自身の体調に注意し、手洗い等の手指衛生や換気などの基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や周囲の人へ配慮するようにしてください。

【同居家族・同居者がコロナに感染した場合】

- ・可能であれば感染者と部屋をわけ、食事は別に摂るようにしてください。
- ・家の中でもマスクを着用するなど、家庭内でも感染対策を心がけてください。
- ・体調不良等の症状がある場合には、[Q1](#) へ
- ・自身の感染が確定した場合は、[Q2](#) へ

Q4. コロナ以外の学校感染症(インフルエンザ、麻しん、風しん等)に罹患した。

A4.

- ・**【教職員】学校感染症罹患フォーム（5/8～）**より報告してください。

- ・必要に応じて健康支援センターから聞き取り（電話等）をする場合があります。
- ・医師に指示された期間は出勤（登校）禁止となります。
- ・事務職員や小・中高教員など特別休暇取得対象の方で、特別休暇を申請する場合には勤怠管理者に報告の上、人事課へ申請してください。取得の際は「[感染症就労許可証明書（特別休暇取得用）](#)」が必要になります。受診先の医療機関へ記入をご依頼ください。
- ・授業を休講する場合は所定手続きにより教務部へご連絡ください。
- ・療養明けの健康支援センターへの報告は不要です。

【参照】 大学保健室 HP (https://www.seikei.ac.jp/university/campuslife/hoken/densen/shokuin_kyo.html)